

◎通知書をご確認ください

今回の減額措置に伴い、該当する方には、保険料額変更決定通知書をオレンジ色の封書で8月中旬に郵送しています。まだ確認されていない方は必ず確認をお願いします。

◎保険料の納付は口座振替が便利です

年金天引きによる特別徴収から納付書による普通徴収に変更になった方は、口座振替が便利です。下記の金融機関の口座をお持ちの場合にご利用いただけます。

○取扱金融機関

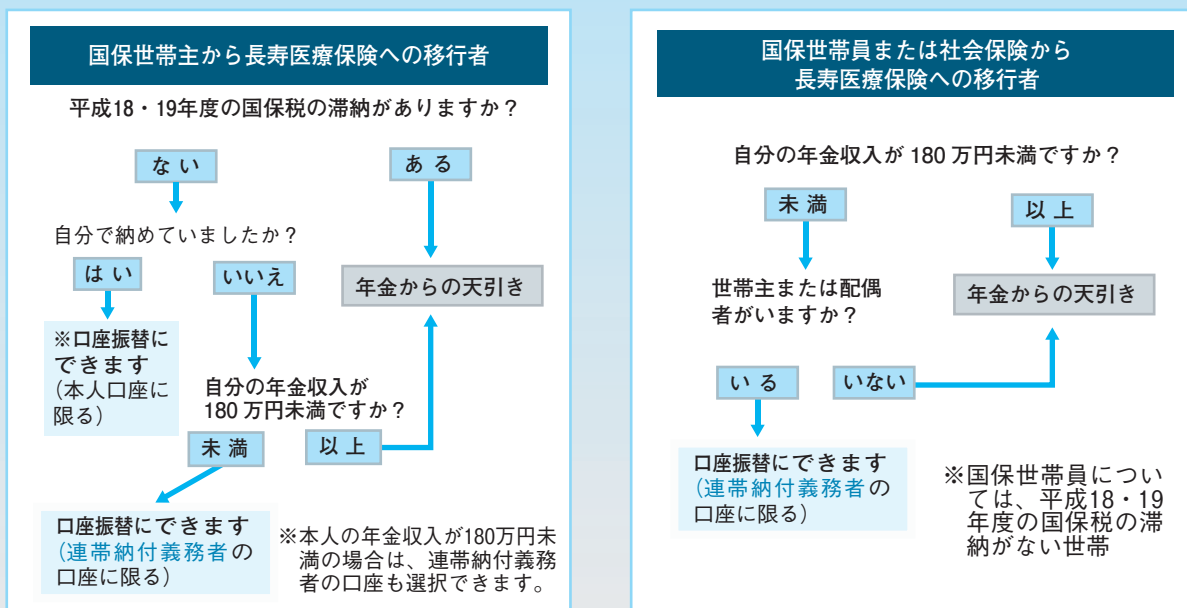
佐賀銀行、佐賀県農業協同組合、佐賀共栄銀行、九州労働金庫、佐賀東信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

◎口座振替をご希望の場合は

- ・ 来年度に再度、年金の天引き対象となられるケースもありますので、必ず保険年金係までお尋ねください。
- ・ 保険料の納付を口座振替に変更するときは、ご本人の口座からの引き落としをご利用いただけますが、年金天引きを中止して口座振替に変更する場合は、要件がありますのでご確認ください。

○長寿医療保険料を年金天引きから口座振替に変更できる要件

- ①国民健康保険税を納付していた旧国保世帯主が自分の口座から振替により納付する場合
- ②連帯納付義務者（住民基本台帳上の世帯主または配偶者）がいる年金収入180万円未満の方で、連帯納付義務者の口座からの振替により納付する場合



■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75 - 2159